

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

A

1. 本件において、Xの供述調書(以下、本件調書と称す。)に証拠能力は認められる。証拠能力を認めるには、自然的関連性と法的関連性が必須である。

2. 本件は、まず、自然的関連性について、本件はXに知り得る賭博の事件であり、本件調書はそれについてのものであるから、認められる。

3. 次に、法的関連性を検討する。任意自白(刑訴法319条1項)、伝聞証拠(刑訴法320条1項)の観点から問題となる。

(1) まず、任意の自白と云えるか、から検討する。本件調書は、自ら白したとされている賭博の事実について自らが行ったと全面的に認めるものであり、(自白に該当する)。従って、319条1項より、「任意にされたものではない」といえる。従って、319条1項より、「任意にされたものではない」といえる。従って、319条1項より、「任意にされたものではない」といえる。

3. 「任意」とは多義的であり、解釈が必要。319条1項は、任意にされたものではない自白が典型的に虚偽の恐れが高いことから、そのような自白の証拠能力を否定するものである。従って、「任意」とは、典型的に虚偽の恐れがない場合をいうものと解する。

イ. 本問では、Xが警察署で自白したのは、自らの先輩であるAから身代わり犯人となるよう頼まれたからである。そのことをBに相談したところ、「Aさん#の言うことは従わな」といわれる。以上のことからすると、~~本件調書は~~ ~~先輩から~~ Aは、自らの後輩であるXに対し、頼みを断れぬ関係にあるといえることに、実質的に自白を強制したものである。また、Xは身代わり犯人であるから、自白は虚偽のものである。

以上のことから、~~本件調書は~~ A本件調書は典型的に虚偽の恐れが高いものである。2. 任意にされたものではない。

ウ. Xに自白を強制したのは、私人のAであるが、~~319条1項は~~ 319条1項が虚偽排除を目的とするもので

※1 「自己に不利な犯罪事実」の表現を用いた方が、任意にされたものではないと認められる。

※2 供述の強(強制性)の問題に入っているように思いますが、「典型的(外形的)」に判断する必要があります。

※3 私人の行為が罰せられる点に注目している点は、少し少ない。この点は良いと思います。

	ありとから、319条1項の適用に影響は及ぼさない。
	Ⅰ、以上より、本件調書は、 証拠 319条1項にいう「任意に されたものでない疑いのある自白」にあたり、証拠能力が 否定される。
5	(2) 次に、伝聞証拠(320条1項)について検討する。
	ア、320条1項が 公判廷期以外 供述証拠の証拠能力を否定 したのは、供述証拠には 知覚・ 起 記憶・表現・叙述 の過程で誤りが生じる恐れがあり、 公判廷期 公判廷において 反対尋問の機会を与えてことで真実性を担保するたため である。従って、 伝聞 320条1項の証拠能力を否定したの は、公判廷外の供述をその内容とし、その供述証拠の 内容 内容、 真実性 真実性を立証するための証拠であると解する。
10	イ、本件では、本件調書は起訴前に 公判廷 公判廷の外で作 成され、 その内容 その 内容 ×の供述の内容の真実性の立 証に用いられるものである。 従って、320条1項に 従い、伝聞例外(324条乃至328条)を検討する。
15	ウ、まず、×側の同意がないため、326条1項の適用はない。
	Ⅰ、次に、本件 供述 調書 調書は×の供述を 録 録取した 書面であり、×に不利益な事実の承認を内容とするので、 322条1項から「署名若しくは押印があれば」、証拠能力が 認められる。
20	(3)、以上より、319条1項より、本件調書は証拠能力が否定さ れる。
	以上。
25	
30	

*1 伝聞は立証目的で
答弁が少なかつたので
この点は良いです

*5
322条1項但し書は
どうしてしょうか

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。